

群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、貸付事業の運営に際しては、高等職業訓練促進給付金等事業の実施機関（以下「訓練促進給付金実施機関」という。）及び「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づく母子・父子自立支援プログラム策定機関（以下、「プログラム策定機関」という。）と連携を図り、貸付事業の円滑な運営に必要な情報提供を受けるものとする。

第2 貸付利用希望者への事前説明

- 1 訓練促進給付金実施機関は、高等職業訓練促進給付金事業及び事前相談において、プログラム策定機関は当該プログラム策定に係る相談において、ひとり親家庭の親が要綱第2に該当する可能性があると思われる場合に貸付事業を紹介するものとする。
- 2 訓練促進給付金実施機関は、貸付事業を紹介した者に係る事前相談における聴取事項（修学意欲や資格取得後の就業についての考え方等）について、群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」とする。）に情報提供するものとする。また、プログラム策定機関においても、同様に、その聴取事項（自立に向けた意欲や就業計画等）について、会長に情報提供するものとする。
- 3 訓練促進給付金実施機関またはプログラム策定機関から貸付事業を紹介されたひとり親家庭の親は、会長から貸付事業に関する資料の送付を受けるほか、必要に応じ、会長の指定する日時に社会福祉協議会に出向き、担当職員から貸付事業について説明を受けるものとする。

第3 貸付の申請

貸付を受けようとする者は、訓練促進資金貸付申請書（別記要領様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- 1 訓練促進資金
 - (1) 戸籍謄（抄）本
 - (2) 身上調書（別記要領様式第2号）
 - (3) 住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）
 - (4) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知（写）
 - (5) 入学準備金については、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品等納付金の額が記載された入校案内等、貸付申請額の内訳がわかるもの。
就職準備金については、養成機関の課程を修了したことを証明する書類（卒業（修了）証明書等）、取得した資格を証明する書類（国家試験を受験して資格を取得した場合は合格証等の写し及び登録証の写し）、採用（内定）通知、就職にあたり必要な費用（就職に伴う転居費用、転居先の賃貸物件の礼金や仲介手数料、必要な被服・道具費用、通勤用自転車等の購入費等）の内訳が分かるもの。

(6) 連帯保証人については、次の書類。

①住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

②所得を証明するもの（所得証明・源泉徴収票等）

(7) その他、貸付申請に際し、参考となるもの。

2 住宅支援資金

(1) 前号(1)から(3)

(2) 児童扶養手当証書（写）（児童扶養手当の支給を受けていない者にあつては、所得証明書）

(3) 母子・父子自立支援プログラム（写）

(4) 賃貸借契約書の写し等住居費が分かるもの

(5) 住居確保給付金を受けている場合はその決定通知書（写）

(6) その他、貸付申請に際し、参考となるもの

訓練促進資金または住宅支援資金（以下「資金」という。）の貸付を受けようとする者から、上記1または2の貸付申請書を受理した訓練促進給付金実施機関または、母子・父子自立支援プログラムの策定機関は速やかに推薦書（別記要領様式第3号-1または別記要領様式第3号-2）を作成し、上記1または2の貸付申請書に添えて会長に送付するものとする。

第4 連帯保証人

1 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、かつ、県内に居住する者でなければならない。

ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年である場合には、2人の連帯保証人のうち、一方が県内居住者であればよいものとする。

2 貸付を受けようとする者又は貸付を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人を選任し、速やかに連帯保証人変更願（別記要領様式第4号）を会長に提出してその承認を得なければならない。

3 連帯保証人は、貸付可否決定のための審査のため、貸付を受けようとする者と会長との面談に同席しなければならない。

また、連帯保証人は、訓練促進資金の返還債務に関する連帯保証人となることから、相応の資力を有することを証明する書類（市町村が発行する所得証明又は源泉徴収票等）を訓練促進資金貸付申請書（別記要領様式第1号）に添付するものとする。

第5 貸付の決定

会長は、訓練促進資金貸付申請書を審査し、貸付を受けようとする者及び連帯保証人と面談の上、訓練促進資金の貸付の適否を決定する。不承認の場合は、訓練促進資金貸付不承認通知書（別記要領様式第5号）により貸付を受けようとする者に通知する。

第6 貸付決定の取消し

会長は、貸付を受けようとする者又は貸付決定を受けた者が申請につき偽りその他の不正の手段等があったときは、貸付決定を取り消すことができる。

第7 貸付金の交付方法

- 1 資金の貸付決定を受けた者は、速やかに訓練促進資金借用証書（別記要領様式第6号）、訓練促進資金誓約書（別記要領様式第7号）及び振込口座（登録・変更）届出書（別記要領様式第8号）を会長に提出しなければならない。なお、入学準備金及び就職準備金の貸付決定を受けた者については、連帯保証人の連署も必要とする。
- 2 訓練促進資金は、一括で交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- 3 住宅支援資金は、原則2か月に1回交付するものとする。

第8 受領書の提出

訓練促進資金の貸付を受けた者（以下「貸付を受けた者」とする。）は、速やかに訓練促進資金受領書（別記要領様式第9号）を会長に提出しなければならない。

第9 契約解除の通知

- 1 会長は、要綱第5の1の規定により契約を解除したときは、訓練促進資金貸付契約解除通知書（別記要領様式第11号）により貸付を受けた者及び連帯保証人に通知するものとする。
- 2 貸付を受けた者が、資金の契約期間中に貸付契約の解除を希望するときは、速やかに他の連帯保証人と連署した訓練促進資金貸付契約解除届（別記要領様式第10号）を会長に提出しなければならない。

第10 返還の債務の免除又は猶予の申請及び決定

- 1 要綱第6若しくは第8又は第9の規定による資金の返還の債務の免除又は猶予を受けようとする者は、訓練促進資金返還債務免除申請書（別記要領様式第12号）又は訓練促進資金返還債務猶予申請書（別記要領様式第13号）に訓練促進資金在職期間証明書（別記要領様式第14号）を添えて会長に提出しなければならない。

なお、猶予の決定を受けた後に猶予事由が変更となった場合には、猶予理由を変更する事由が生じた日から15日以内に、新たな猶予申請理由を記載した訓練促進資金返還債務猶予申請書（別記要領様式第13号）を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により提出された申請書等を審査し、資金の免除又は猶予を決定したときは、訓練促進資金返還債務免除決定通知書（別記要領様式第15号）又は訓練促進資金返還債務猶予決定通知書（別記要領様式第16号）により申請者に通知するものとする。

なお、訓練促進資金の裁量免除を行う場合、会長はその妥当性について群馬県知事の承認を得るものとする。

第11 返還の方法

- 1 要綱第7の規定による資金の返還は、会長の発行する納付書により、一括又は月賦等均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して15日以

内に訓練促進資金返還計画書（別記要領様式第17号）を会長に提出してその承認を得なければならない。

- 3 前項の規定による返還計画書を提出した後に、返還の方法を変更しようとするときは、訓練促進資金返還計画変更願（別記要領様式第18号）を会長に提出してその承認を得なければならない。
- 4 資金の返還期間、返還額又は返還方法について、会長はその妥当性について群馬県知事の承認を得るものとする。なお、返還期間等を変更する場合も同様とする。

第12 未返還者に対する指導

- 1 資金を返還しなければならない者から会長の承認を受けた返還計画どおりに貸付金が返還されない場合、早期に償還指導を行うこととする。
- 2 償還指導に際しては、早期に訪問等を行い生活実態を把握し、返還不能となった理由の把握、その後の返還についての助言及び指導を行う。
- 3 2を行っても返還されない場合は、連帯保証人に対し返還履行に係る指導協力を依頼するものとする。

第13 届出

- 1 貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - (1) 貸付を受けた者又は連帯保証人の氏名、本籍地、住所、電話番号、携帯番号について変更があったとき。また、連帯保証人の勤務先に変更があったとき。
「訓練促進資金氏名等変更届」（別記要領様式第19号）
 - (2) 退学、留年、休学若しくは停学又は復学したとき。
「訓練促進資金退学等届」（別記要領様式第20号）
 - (3) 就職・再就職・退職・休職・復職等をしたとき。
「訓練促進資金就業（変更）届」（別記要領様式第21号）
- 2 貸付を受ける者で、複数年度にわたり高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者は、年度が変わるごとに訓練促進資金在学届（別記要領様式第22号）に学業成績表等を添えて会長に届け出なければならない。

また、養成機関を修了した後、要綱第8に該当し、当然猶予または裁量猶予を受けている者は、会長が定める期日までに訓練促進資金現況届（別記要領様式第23号）を提出しなければならない。
- 3 要綱第8の2（1）に該当していることを事由に猶予の決定を受けたものの、やむを得ない事由により離職し、求職活動を行うことを事由に猶予の再決定を受けた場合は、訓練促進資金求職活動状況報告書（別記要領様式第24-1号）を毎月、提出しなければならない。
- 4 連帯保証人又は貸付けを受けた者の相続人等は、その保証に係る貸付を受けた者が死亡したときは、速やかに訓練促進資金借受人死亡届（別記要領様式第25号）に死亡診断書又は戸籍（除籍）謄本を添えて会長に届け出なければならない。

第14 經由

貸付を受けようとする者又は貸付を受けた者が、この要領の規定によって会長に対し申請書等を提出するとき及び会長が貸付を受けようとする者又は貸付を受けた者に対し通知書等を交付するときは、貸付を受けようとする者又は貸付を受けた者が高等職業訓練促進給付金等の支給を受けている間は、訓練促進給付金実施機関を経由するものとする。

ただし、修業中の転居に伴い訓練促進給付金実施機関が変更された場合については、各号に定める処理方法とする。

- (1) 県内の市町村に転居し、転居後も高等職業訓練促進給付金の支給を受ける場合は、転居後の訓練促進給付金実施機関を経由する。
- (2) 県内の市町村に転居し、転居と同時に高等職業訓練促進給付金の支給対象外となった場合、転居前の訓練促進給付金実施機関を経由する。
- (3) 県外の市町村に転居した場合、経由機関を設けない。

第 15 業務の従事期間の計算

要綱第 6 の 1 (1) 又は 2 (1) に規定する、資格取得が必要な業務の従事期間又は就業期間の計算は、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの期間を算入するものとする。

第 16 その他

この要領で定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 7 月 15 日から施行し、令和 3 年 6 月 15 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。